

(参考)

## 平成22年度高年齢者雇用開発コンテスト実施要綱

### 1 目的

我が国の65歳以上人口の割合は22.7%と世界各国の中で最も高齢化しているが、2年後の2012年からは670万人を数える団塊の世代が65歳に到達し始めることから高齢化のペースがさらに速まり、労働力が大幅に減少することが懸念される。また、公的年金の支給開始年齢は、基礎年金部分が本年4月に64歳に引き上げられ、2013年4月には報酬比例部分の65歳までの段階的な引上げが始まる。こうしたなか、我が国の経済・社会の活力を維持し国民生活の安定を図っていくために、高年齢者が意欲や能力のある限りいくつになっても活躍し続けることができる社会を実現することが喫緊の課題である。

幸い団塊世代の多くが70歳以上の年齢まで働くことを希望しているなど、我が国の高年齢者の就労意欲は極めて高いものとなっている。

高年齢者がいくつになっても働くことのできる職場を確保し、高年齢者の高い就労意欲を活かしていくためには、各企業の創意工夫による高年齢者の雇用環境の整備を促進し、65歳までは希望者全員が働くことができ、さらには実情に応じて70歳まで働くことができる制度の一層の普及を図ることが重要である。

このため、高年齢者がいきいきと働くことのできる職場環境にするために企業等が行った創意工夫の事例を募集し、優秀事例について表彰するとともに、国民及び企業に広く周知することにより、我が国における高年齢者雇用の推進に資することとする。

### 2 主催

厚生労働省

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

### 3 概要

#### (1) 募集テーマ

高年齢者がいきいきと働くことのできる職場環境にするために企業等が創意工夫を行った以下に掲げる事例を募集する。

- ① 人事・賃金管理、組織改編等、制度に関する改善
- ② 新しい職場での就業、新たな技能の習得等を容易にするための教育訓練、高年齢者による若年者への技能継承など能力開発に関する改善
- ③ 作業方法、作業設備・機器、治工具類等の整備・改善
- ④ 高年齢者雇用のための新たな職場や職務の創出
- ⑤ ワークシェアリング等による働き方の工夫
- ⑥ 70歳まで働ける場の確保を行った改善等
- ⑦ 高年齢者向けの健康管理・安全衛生管理・福利厚生等に関する改善、高年齢者のモチベーション向上のための工夫、その他の改善
- ⑧ 高年齢者と障害者がともに働きやすい職場とするための①～⑦に関する改善等

## (2) 応募方法

- ① 指定の応募様式に記入又は入力の上、紙媒体もしくは電子媒体で提出する。また、写真、図、イラスト等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付する。
- ② 応募する改善事例については、上記募集テーマ①～⑧の全部又は一部とする。
- ③ 応募様式は、各都道府県で独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）から業務を受託する法人（以下「受託法人」という。）及び機構において紙媒体又は電子媒体で配布する。また、機構のホームページからも入手可能とする。

## (3) 応募資格

- ① 原則として、「企業」又は「事業所」からの応募とする。
- ② 応募時点において、労働関係法令に関し重大な違反がないこと、かつ、その他の法令上又は社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。
- ③ 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により義務付けられている高齢者雇用確保措置を講じている事業主であって、次のいずれかに該当するもの。
  - (i) 65歳まで希望者全員が働ける制度を導入しており、高齢者が能力を十分に発揮いきいきと働くことのできる職場環境にするために創意工夫がなされている企業等
  - (ii) 65歳を超えて働ける制度を導入しており、かつ、65歳を超える従業員1名以上が実際に就業している企業等
  - (iii) 実情に応じて、創意工夫を行い、70歳まで働ける場を確保している企業等

## (4) 応募締切日

平成22年6月30日（水）

## (5) 提出先

受託法人へ提出するものとする。

## (6) 賞

### ① 厚生労働大臣表彰

最優秀賞	1編
優秀賞	2編
特別賞	3編

### ② 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長表彰

優秀賞	若干編
部門別賞	若干編
奨励賞	若干編
努力賞	若干編

## (7) 審査

審査委員会を設置し、審査する。

## 4 その他

### (1) 募集の周知

募集の周知は、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク、機構及び受託法人に

において、実施要綱等の配付や各種広報誌・ホームページ等への掲載、報道発表等により行う。

(2) 応募の勸奨

都道府県労働局、ハローワーク、受託法人が連携し、事業主に対する応募の勸奨に努める。

(3) 入賞企業等の発表等

入賞企業等は、平成22年10月上旬を目処に厚生労働省において各報道機関等へ発表するとともに、入賞企業等には、各表彰区分に応じ厚生労働省または機構より直接通知することとする。また、同月中に表彰式を行う。

(4) 著作権等

応募した文書の著作権及び使用权は、主催者に帰属するものとし、応募事例は、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク、機構及び受託法人等による啓発活動において活用する。